

業 務 仕 様 書

(適用範囲)

- 第1条 本仕様書は、千葉都市モノレール管内の駅舎清掃業務委託（以下、「本業務」とする。）について適用する。
本仕様書に記載のない事項については、別途協議を行い決定することとする。

(目的)

- 第2条 本業務は、駅舎を良好、且つ、衛生的な環境を保持し、機能及び美観を維持できる様に総合的な清掃を行うことを主たる目的とする。

(履行場所)

- 第3条 本業務の履行場所は、別添の「履行場所一覧」のとおりとする。

(履行期間)

- 第4条 本業務の履行期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(委託内容)

- 第5条 (1) 委託内容の区分は以下のとおりとする。
- ア 日常清掃 : 1日に1回実施する。(旅客トイレは1日に2回) ※1
 - イ 特別清掃A : 3ヶ月に1回実施する。
 - ウ 特別清掃B : 6ヶ月に1回実施する。
- (2) 業務時間
原則として、9:00～17:00の間で実施する。
- (3) 清掃内容及び清掃箇所
清掃作業基準及び清掃箇所は、別添の「清掃作業基準」及び「清掃対象箇所一覧」のとおりとする。
- (4) 使用材料の品質
使用材料は、全て品質良好なものを使用するものとする。また、ワックス等は揮発性有機化合物含有量が厚生労働省の定める室内濃度指針値以下であること。
- (5) 破損箇所等の発見
業務中に破損箇所を発見した場合、または機械器具等の清掃にあたり、不具合箇所を発見した場合は直ちに委託者に報告すること。
- (6) 業務実施時の注意事項
業務実施にあたり、衛生面及び火気の取扱いに留意するとともに、以下の事項について十分注意すること。
- ア 業務に従事する者は、常に清潔な制服を着用し、胸部に名札を付け、
旅客等に不快感を与える言動・行動は慎むこと
 - イ 貸与した鍵は厳重に管理し、業務以外では使用しないこと
 - ウ 窓の開閉により塵界を飛散させないこと
 - エ 清掃用具の取扱いによる衝撃または濡れ拭き等の湿気で備品等を破損しないこと

- オ 引火性のあるガソリン、シンナー等の揮発油は使用しないこと
- カ 電気の使用にあたっては、極力節電に努めるとともに、特に照明は業務終了後に必要が無い場合は消灯すること
- キ 水道水の使用にあたっては、極力節水に努めるとともに、機械等に飛散させないこと
- ク 電動機器の使用で駅舎コンセントを使用する場合は、必ずコンセント直付けタイプの漏電遮断機を使用すること
また、使用するコンセント位置は事前に委託者に確認をすること
- ケ 業務中に知りえた秘密を他人に漏らさないこと
- コ 拾得物及び不審物は直ちに委託者に届け出ること
- サ 各箇所から出るごみは、可燃・不燃・缶・瓶・ペットボトルに分別したうえで指定場所に集積し、可燃ごみは数量記録表に記録すること
また、ごみ置き場は清潔な状況を保ち悪臭の発生防止に努めること
- シ トイレットペーパー・液体石鹸・便座クリーナー・消臭剤等の消耗品は必要に応じて交換・補充をすること
- ス 高所作業時には十分注意をし、必要な保護具等を使用すること
- セ ホームでの高所作業時及び走行面の清掃時は、進入列車との接触事故を防止するために列車監視員を配置し、列車接近時は作業を中断して作業員及び資機材等を建築限界外へ出す様に合図・誘導を徹底すること

(業務中の事故等の扱い)

第6条 本業務の実施中に、建物・車両・その他備品及び第三者に対して、故意または過失により損害を与えた場合は、受託者の負担により賠償するものとする。

(各担当者の選任)

第7条 受託者は、本業務を適正に履行するために以下の担当者を選任し、選任届を委託者に届け出なければならない。また、以下の担当者を変更する場合は改めて選任届を委託者に届け出て承認を得ること。

- ・現場代理人…業務の指導等を含む総合的な技能を有する実務経験6年以上の者とし、経歴書も提出すること。
- ・現場責任者…各業務実施の現場（作業種別）毎に選任し、日本語を解する者とする。現場責任者は、各業務実施の現場に常駐するものとする。
- ・列車監視員…第5条（6）セを遵守するため、列車の接近に十分注意を払い、作業員及び資機材等の退避指示を行う者とし、作業を行ってはならない。

(安全教育)

第8条 現場代理人は、委託者の安全教育を年1回以上受講し、内容について習熟すること。また、現場代理人は本業務実施前、及び人事異動等で新たに本業務に従事する作業員が発生した場合、同内容の講習を現場責任者・列車監視員を含む全作業員を対象に実施し、未受講の者が業務に従事しない様にする。講習の受講者名簿（直筆で署名すること）本通を委託者に提出し、コピーを受託者が保管すること。

(現場管理)

第9条 現場代理人は、本業務の実施にあたり駅舎の状況を十分把握し、旅客及び一般公衆に迷惑をかけることが無い様に指揮監督しなければならない。

現場責任者は、特別清掃を実施する際は業務開始前に業務を行う駅の管理駅へ「業務実施駅」、「業務区分」、「清掃箇所」を連絡しなければならない。

また、ホーム及び走行面での業務に於いては、業務開始前の管理駅への連絡時に臨時電車の有無、その他注意事項を確認し、列車監視員を含む全作業員に臨時電車の有無及びその他注意事項を伝えなければならない。

(連絡体制)

第10条 現場代理人は、常に委託者（運輸部駅）と連絡を取れる体制をとること。また、現場責任者・列車監視員は本業務実施中は同様に委託者（運輸部駅）と連絡を取れる体制をとること。

(履行計画)

第11条 本業務の契約後、速やかに年度単位の日常清掃及び特別清掃の履行計画を作成して委託者に提出して承認を得ること。

(作業申込書)

第12条 本業務の内、特別清掃に於いては作業日毎に指定の作業申込書を作成し、実施前月の25日までに委託者に提出して承認を得ること。

(作業報告書)

第13条 本業務を実施した際は、清掃実施日、業務区分、清掃箇所等を明記した作業報告書を作成し、都度委託者に提出すること。

(支払い)

第14条 本業務では、業務委託料の12分の1を月額として支払う。端数が生じた場合は、毎年4月分の委託費に加えこれを支払う。毎月末日をもって当月分を請求すること。

(事故発生の処置)

第15条 現場代理人は、あらかじめ緊急時連絡体制表を委託者に提出し、事故発生またはその恐れがある時は、直ちに作業を中断し関係各所に連絡してその指示を受けると共に、適宜の処置をとる様に本業務に携わる者に周知しなければならない。

(提出書類)

第16条 本業務に於いては、次の書類を提出すること。

- 着手時
1. 着手届
 2. 現場代理人選任届、経歴書
 3. 現場責任者選任届
 4. 列車監視員選任届
 5. 履行計画表（年度単位）
 6. 緊急時連絡体制表

- 履行期間中
1. 特別清掃に於いては、実施前月の25日迄に委託者に作業申込書を提出し、承認を得るものとする
 2. 日常清掃、特別清掃の作業報告書
 3. 請求書
- 完了時
1. 業務完了通知書
 2. 完了時請求書
 3. その他委託者が指示するもの

(特記事項)

- 第17条
- (1) 第5条(1)※1について
「旅客トイレは1日に2回」は、各駅での旅客の利用状況等を考慮し、1日の清掃回数を増減させることなどについて施行することがある。施行の結果により、履行期間内の旅客トイレの1日の清掃回数を変更するものとする。この場合においては、契約変更により契約金額の変更を行うものとする。
 - (2) 本業務に使用する諸材料（消耗品等含む）及び機器は受託者負担とし、水道光熱費及び千葉市指定ごみ袋、旅客トイレ用のトイレットペーパー・液体石鹸・便座クリーナー・消臭剤等は委託者の負担とする。
 - (3) 本業務に従事する者の控室は、委託者が指定した箇所とし、指定した箇所以外の使用を禁ずる。
 - (4) 委託者は環境配慮の取り組みを実践しているため、受託者も第5条(6)のカ、キに記した注意事項を遵守すること。
 - (5) 清掃用具等の仮置き場所は、誘導ブロック・警告ブロックを避けること。
 - (6) 電源コード・ホース等は、旅客の通行に配慮した取り回しをすること。
 - (7) 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等関係法令を遵守すること。

以 上

別添 「履行場所一覧」

	駅名	所在地
1	千葉みなと駅	千葉市中央区中央港 1 - 1 7 - 1 2
2	市役所前駅	千葉市中央区千葉港地先道路
3	千葉駅	千葉市中央区新千葉 1 - 1 - 1
4	栄町駅	千葉市中央区栄町 2 9 - 9
5	葭川公園駅	千葉市中央区中央 2 - 1
6	県庁前駅	千葉市中央区市場町 1 - 2
7	千葉公園駅	千葉市中央区弁天 3 - 4 6 4 - 1
8	作草部駅	千葉市稲毛区作草部 2 - 1 - 1 9
9	天台駅	千葉市稲毛区天台 1 - 1 0 9 5 - 2
10	穴川駅	千葉市稲毛区穴川 7 9 - 1
11	スポーツセンター駅	千葉市稲毛区天台 6 - 2 1 2 - 6
12	動物公園駅	千葉市若葉区源町 4 0 7 - 7
13	みつわ台駅	千葉市若葉区みつわ台 3 - 2 8
14	都賀駅	千葉市若葉区都賀 3 - 3 1 - 1
15	桜木駅	千葉市若葉区桜木 7 - 2 0 - 1
16	小倉台駅	千葉市若葉区小倉台 4 - 1 7 3 1 - 1
17	千城台北駅	千葉市若葉区千城台北 1 - 2 - 2
18	千城台駅	千葉市若葉区千城台北 3 - 1 - 4 1 8

別添 「清掃作業基準」

1. 日常清掃 ※9:00～17:00の間で実施

清掃箇所		清掃内容
コンコース コンコース(千葉市負担分) ホーム 内階段 外階段 自由通路(屋外) 自由通路(屋内) 連絡通路(屋外) 連絡通路(屋内)		床面のごみ・砂埃・綿埃等を拾い掃きする。 床面のガム、シール等の付着物を除去する。 床面の汚損は、必要に応じて水洗い等を行い拭き取ること。 階段、エスカレータ横の笠木部をから拭きすること。 壁面の汚損は、必要に応じて水洗い等を行い拭き取ること。 壁面・天井にクモの巣や綿埃等がある場合は除去する。 ホーム、コンコース等の窓枠に埃等がある場合は除去する。 ホーム柵(千葉駅のみ)内側の枠材に埃等がある場合は除去する。
旅客トイレ 旅客トイレ(千葉市負担分)		床面は全面水洗いを行い、水溜りを残さぬ様に拭き取ること。 床面排水口のトラップが封水切れを起こさぬ様に、排水トラップ内のごみの除去、トラップへの注水を行うこと。 壁面は汚れの状況に応じて水洗い後から拭きすること。 棚等は濡れ拭きを行うこと。 洗面は水洗い後から拭きをすること。 便器を便器用洗剤等で磨き、水洗いして消毒液を散布すること。 便器、洗面に詰まりがあった場合は詰まり除去をすること。 1日に2回上記を実施すること。
その他	ごみ箱	千葉市「ゴミ分別要領」に基づき分別し、集積場所に運搬すること。 ごみ箱の内外を拭き掃除すること。
	ベンチ 階段手摺 階段腰壁 カウンター 公衆電話 駅務機器 ホームミラー 等	以下の箇所を濡れ拭きすること。 ホーム・コンコースベンチ、内階段・外階段等の手摺、内階段腰壁及びエスカレータ横の笠木部、出札・券売機・旧精算機等のカウンター、定期券申込書記入機、公衆電話等 以下の箇所の砂埃等を除去した後にをから拭きすること。 駅務機器(券売機・チャージ機・改札機)の表面 以下の箇所をガラスクリーナーで清掃後、曇りの無い様に拭き取ること。 ホームミラー ※ホームミラー清掃時は列車監視員を配備し、列車接近時は作業を中断して接触事故を起こさない様にすること
	エスカレーター	移動手摺を固く絞った雑巾で濡れ拭きすること。
	エレベーター	床面のごみ・砂埃・綿埃等を拾い掃きする。 床面のガム、シール等の付着物を除去する。 エレベーター内外の手摺・押し釦を濡れ拭き後から拭きすること。

2. 特別清掃 (A:3ヶ月毎・B:6ヶ月毎) ※9:00～17:00の間で実施

清掃箇所		清掃内容
A:コンコース A:コンコース(市負担分) A:内階段 A:自由通路(屋内) A:連絡通路(屋内) A:旅客トイレ A:旅客トイレ(市負担分) B:ホーム		床面を機械洗浄すること。 機械洗浄後は、水溜りを残さぬ様に拭き取ること。 床面のガム、シール等の付着物を除去する。
A:走行面 B:外階段 B:自由通路(屋外) B:連絡通路(屋外)		床面を全面水洗いすること。 汚れの著しい場所については、高圧洗浄・ブラシ洗浄等にて汚れを落とすこと。 ※走行面の清掃時は列車監視員を配備し、列車接近時は作業を中断して作業員及び資機材を建築限界外に退避させ、接触事故を起こさない様にすること また、道路上へ水やその他資機材を落下させない様に注意すること

別添 「清掃対象箇所一覧」

1号線 日常清掃（毎日）

※「○」：日常清掃対象、千葉駅ホームは「ホーム柵」含む

清掃箇所	駅名	千葉 みなと駅	市役所前駅	千葉駅	栄町駅	葭川公園駅	県庁前駅
コンコース		○	○	○	○	○	○
コンコース(市負担分)							
内階段		○	○	○	○	○	○
自由通路(屋内)							
連絡通路(屋内)				○			
旅客トイレ		○	○	○	○	○	○
旅客トイレ(市負担分)				○			
ホーム		○	○	○	○	○	○
外階段					○	○	○
自由通路(屋外)		○	○				○
連絡通路(屋外)							
ラチ内エスカレーター		○	○	○	○	○	○
ラチ内エレベーター		○	○	○	○	○	○
ラチ外エスカレーター		○	○	○	○	○	
ラチ外エレベーター		○	○	○	○	○	
ホームミラー		○	○	○	○	○	○
エスカレーター横笠木部				○			

※県庁前駅ホームは「1番線」のみ

1号線 特別清掃（区分A：年4回、B：年2回）

※「○」：特別清掃対象

清掃箇所	駅名	区分	千葉 みなと駅	市役所前駅	千葉駅	栄町駅	葭川公園駅	県庁前駅
コンコース		A	○	○	○	○	○	○
コンコース(市負担分)		A						
内階段		A	○	○	○	○	○	○
自由通路(屋内)		A						
連絡通路(屋内)		A			○			
旅客トイレ		A	○	○	○	○	○	○
旅客トイレ(市負担分)		A			○			
走行面		A	○	○	○	○	○	○
ホーム		B	○	○	○	○	○	○
外階段		B				○	○	○
自由通路(屋外)		B	○	○				○
連絡通路(屋外)		B						

※県庁前駅ホーム・走行面は「1番線」のみ

2号線 日常清掃（毎日）

※「○」：日常清掃対象

清掃箇所	駅名	千葉公園駅	作草部駅	天台駅	穴川駅	スポーツセンター駅	動物公園駅	みつわ台駅	都賀駅	桜木駅	小倉台駅	千城台北駅	千城台駅
コンコース		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
コンコース(市負担分)									○				
内階段		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自由通路(屋内)		○											
連絡通路(屋内)									○				
旅客トイレ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
旅客トイレ(市負担分)													
ホーム		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
外階段			○			○	○	○		○	○	○	
自由通路(屋外)		○		○	○	○							○
連絡通路(屋外)							○						
ラチ内エスカレーター													
ラチ内エレベーター		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ラチ外エスカレーター						○							○
ラチ外エレベーター		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
ホームミラー		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エスカレーター横笠木部													

2号線 特別清掃（区分A：年4回、B：年2回）

※「○」：特別清掃対象

清掃箇所	駅名	区分	千葉公園駅	作草部駅	天台駅	穴川駅	スポーツセンター駅	動物公園駅	みつわ台駅	都賀駅	桜木駅	小倉台駅	千城台北駅	千城台駅
コンコース		A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
コンコース(市負担分)		A								○				
内階段		A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自由通路(屋内)		A	○											
連絡通路(屋内)		A												
旅客トイレ		A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
旅客トイレ(市負担分)		A												
走行面		A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ホーム		B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
外階段		B		○			○	○	○		○	○	○	
自由通路(屋外)		B	○		○	○	○							○
連絡通路(屋外)		B						○		○				